

公益法人に対する寄付の優遇制度について（概略）

1. 個人の場合

◆所得控除

$$\begin{array}{ccccccc} \text{〔 所得金額} & \text{－ (年間寄付金額} & \text{－ 2,000 円)} & \text{〕} & \times & \text{所得税率} & \text{＝ 税額} \\ \downarrow & & \downarrow & \downarrow & & \downarrow & \downarrow \\ \text{例〔 1,900,000 円} & \text{－ (20,000 円} & \text{－ 2,000 円)} & \text{〕} & \times & \text{5\%} & \text{＝ 94,100 円} \end{array}$$

※寄付金がなければ税額は95,000円になります。

※本財団が発行する領収書を添えて確定申告する必要があります。

◆住民税、相続税、みなし譲渡所得課税も対象になります。

※いずれも、詳細は税務署等にお尋ねください。

2. 法人の場合

通常、法人が支出する寄付金については、一般の寄付金の損金算入限度額が損金に算入されることになっていますが、公益法人（特定公益増進法人等）に対する寄付があった場合については、さらに一般の寄付とは別枠の「特別損金算入限度額」が設けられています。

◆（A）一般の損金算入限度額の算式

$$(\text{資本金} \times 0.0025 + \text{所得金額} \times 0.025) \times 1/4$$

◆（B）公益法人への特別損金算入限度額の算式

$$(\text{資本金} \times 0.00375 + \text{所得金額} \times 0.0625) \times 1/2$$

上記の（A）＋（B）が損金算入限度額になります。

※上記の「資本金」とは期末の資本金額を指します。

※他の団体への寄付がある場合はそれらも含めての計算になります。

※所得控除とは別に「税額控除」を受ける選択もありますが、当公益財団は税額控除対象の法人になっておりません。

※手続きの方法等、詳細は税務署または税理士等にご相談ください。

以上